

一般社団法人日本行動分析学会

細 則

一般社団法人日本行動分析学会 細則

一般社団法人日本行動分析学会定款第 5 条第 3 項に基づく代議員選挙及び第 20 条に基づく役員
の選出を行うために規定するとともに、第 44 条に基づき諸規定を定める。

第 1 章 選挙管理委員会

第 1 条（選挙管理委員会）

代議員選挙及び役員選出の作業及び管理業務は選挙管理委員会が行う。

- 2 選挙管理委員は正会員の中から理事会が選任する。
- 3 選挙管理委員会は選挙管理委員の互選により選挙管理委員長を定めなければならない。
- 4 選挙管理委員の任期は、1 項の作業及び管理業務が終了するまでとする。

第 2 章 代議員選挙

第 2 条（代議員選挙日程等の公示）

選挙管理委員会は、代議員選挙日程と実施手続き等に関する計画を作成し、正会員に公示する。

2 前項の公示内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 代議員の総定数
- (2) 任期
- (3) 投票日
- (4) 開票日
- (5) その他必要な事項

第 3 条（選挙台帳の作成）

選挙台帳は、代議員選挙を行う年の前年の 10 月 1 日を基準日として作成する。選挙台帳に記載された正会員は、等しく選挙権及び被選挙権を有する（以下「有権者」という）。

第 4 条（選挙方法）

代議員選挙は、有権者の投票によって行う。

- 2 代議員の任期は、選任の 4 年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。但し、代議員の再任は妨げない。
- 3 代議員選挙は、予め所定の期日までに選挙管理委員会の定める代議員立候補届出書を提出した者から投票選挙を行う。
- 4 代議員選挙終了とは、新しい代議員の確定をもって終了とする。

第 5 条（投票）

選挙管理委員会は、候補者名簿一覧を作成の上、有権者に投票用紙と併せて送付する。投票は郵送で行い所定の期日までに選挙管理委員会に届いたものを有効とする。

2 投票は、候補者名簿一覧から 5 名以内を投票する。

第 6 条（代議員の決定及び確定と結果の公示）

開票に際しては有権者の任意の立ち会いを認める。

2 代議員の決定は得票順による。投票において同点者が生じた場合は、会員歴の長い者を代議員とする。会員歴が同じ場合は抽選で決定する。

3 代議員の確定は、代議員就任承諾書を選挙管理委員会に提出した者とする。

4 本細則により厳正な選挙の実施と代議員の確定を行い正会員に公示する。

第 3 章 役員の選出

第 7 条（役員の選任）

役員（理事及び監事）は、代議員の決議により選出する。

2 選出された役員は、就任承諾書を選挙管理委員会に提出した後、役員として選任されるものとする。

3 役員に欠員が生じた場合には、代議員の中から理事長が推薦し理事会の承認を得る。

4 前項によって選出された者の任期は、前任者の残りの期間とする。

第 8 条（立候補）

役員に立候補する者は、代議員総会の役員選出議案の際、自薦及び他薦により申し出るものとする。

第 9 条（推薦）

現理事会は、役員候補者を推薦することができる。なお被推薦者数については制限を設けない。

第 10 条（選出方法）

役員を選出するために、代議員の過半数が出席しなければならない。

2 選出定数は、定款第 19 条役員の設置のとおりとする。

3 候補者数が定款第 19 条の役員の設置数を超えた場合は、代議員にて投票選挙を行い、得票数の多い順から選出する。

4 得票数が同じ候補者が複数いる場合には、選挙管理委員長による抽選を行い、順位を決定する。

第 11 条（理事長、副理事長の選出及び任期）

理事長を選出するために、理事の過半数が出席しなければならない。

2 理事長の選出は、理事会において投票選挙を行い、出席理事の過半数以上を得た者を選出する。

過半数以上の者がいなかった場合は、上位 3 名の者を候補者として第 2 回投票選挙を行う。第 2 回投票選挙で過半数以上の者がいなかった場合は、上位 2 名の者を候補者として第 3 回投票選挙を行う。票が同数の場合は、抽選により選出する。

3 副理事長を置く場合は、理事長が指名する。

4 理事長及び副理事長の再任を妨げないが、2 期連続までとする。

第 4 章 年次大会

第 12 条（開催）

年次大会実行委員長のもとに毎年 1 回大会を開催する。

2 自然災害等により、年次大会の開催に際し多くの会員の参加が困難だと予想される場合、理事長は年次大会実行委員長と協議の上、一部もしくは全ての大会行事を中止できる。

第 13 条（開催校の決定）

年次大会の開催日及びその開催校は理事会において決定する。

第 14 条（大会実行委員長）

年次大会の開催者は前条の決定に基づき大会実行委員長として、その大会の企画運営の一切に対し責任と権限を持つ。

第 15 条（年次大会経費）

年次大会の経費は年次大会補助金、年次大会会参加費等により支弁する。

第 16 条（年次大会の収支報告）

年次大会実行委員長は、年次大会終了後 3 箇月以内に収支報告を理事会に提出し、承認を受けるものとする。

第 5 章 委員会

第 17 条（委員会の設置）

定款 43 条に基づき、以下の委員会を設置する。

総務委員会、法務委員会、財務委員会、渉外委員会、企画委員会、編集委員会

2 理事会は、活動を促進するために特別な委員会を別に設けることができるものとする。

3 各委員会を構成する委員は、理事会において決定する。

4 理事会は、委員会規定を定めることができる。

第6章 学会賞

学会賞として論文賞と実践賞を設ける。

第7章 論文賞

第18条（論文賞の目的）

一般社団法人日本行動分析学会定款第3条に基づき、我が国における行動分析学の優れた研究の促進および活性化を目的として一般社団法人日本行動分析学会論文賞を設ける。

第19条（選考対象）

選考の対象は、前回の選考以降に発行された機関誌に、投稿または依頼によって査読を受けて掲載されたすべての論文とする。

2 基礎、応用、あるいは理論的分析において、さらなる発展へとつながる可能性を持つ画期的な研究を対象とする。

第20条（選考運営委員）

審査に関わる業務を担当する選考運営委員および運営補佐員を理事会において定める。選考運営委員の、選考にかかる業務については別途これを定める。

第21条（選考委員）

選考委員は選考開始時の理事が務める。

第22条（選考手続き）

選考は2020年度に実施し、以降2年に1回実施する。

2 選考運営委員は候補論文一覧を作成し、正会員へ郵送またはインターネット上で周知する。

3 正会員および選考委員は候補論文一覧より一論文を選び、投票理由を明記して郵送またはインターネット上で記名投票する。

4 開票は選考運営委員および運営補佐員が厳正に行い、理事会にて承認を得る。

5 理事を除く正会員からの得票は1票1点とする。選考委員からの得票は1票5点とする。得票合計点が最上位の論文を受賞論文とする。最上位候補が複数あった場合には同時受賞とする。

第23条（授賞）

理事会は年次大会において受賞者に賞状ならびに賞金を授与する。

2 受賞者は年次大会において受賞講演を行うこととする。

第 24 条（賞金他）

賞金額は 5 万円とする。同時受賞の場合にはこれを均等に分けるものとする。

2 選考対象論文に倫理的問題など受賞対象から除外すべき点が判明した場合には、選考委員による合議により、選考対象からはずしたり、授賞を中止したり、取り下げることがある。

第 8 章 実践賞

第 25 条（実践賞の目的）

一般社団法人日本行動分析学会定款第 3 条に基づき、我が国における行動分析学を応用した優れた実践の普及を目的として一般社団法人日本行動分析学会実践賞を設ける。

第 26 条（選考対象）

社会的な問題の解決のために行動分析学を活用し実績をあげている個人や組織を、正会員・非会員を問わずに対象とする。実績を重視するが、萌芽的な実践も対象とする。

第 27 条（選考運営委員）

審査に関わる業務を担当する選考運営委員および運営補佐員を理事会において定める。選考運営委員の、選考にかかる業務については別途これを定める。

第 28 条（選考委員）

選考委員は理事が務める。

第 29 条（選考手続き）

選考は 2019 年度に実施し、以降 2 年に 1 回実施する。

2 選考運営委員は、候補となる個人や組織を正会員より公募する。他薦・自薦共に可とするが、業績あるいは現在の実践の状況とこれからの活動計画を示す資料の提出を義務づける。

3 選考運営委員は、公募締切後の理事会において選考委員会を開催し、選考委員に推薦に関わる資料および候補者リストを提示する。

4 選考委員会における検討後、選考委員は候補者リストより一候補を選び、その場で無記名投票する。

5 開票は選考委員会において選考運営委員が厳正に行う。

6 得票が最上位の候補を受賞とする。最上位候補が複数あった場合には同時受賞とする。

第 30 条（授賞）

理事会は年次大会において受賞者に賞状ならびに賞金を授与する。

2 受賞者は年次大会において受賞講演を行うこととする。ただし非会員の受賞者は、受賞講演を辞

退することができる。

第 31 条（賞金他）

賞金額は一件 5 万円とする。同時受賞の場合にはこれを均等に分けるものとする。

2 選考対象に倫理的問題など受賞対象から除外すべき点が判明した場合には、選考委員による合議により、選考対象からはずしたり、授賞を中止したり、取り下げることがある。

3 非会員の受賞者が年次大会での受賞講演を行う場合には、大会開催地への交通費を一般社団法人日本行動分析学会旅費規程にしたがって支給する。

第 9 章 年会費

第 32 条 この法人の会費は、下記のとおりとする。

会員の種別	年会費
正会員	7,000 円
次の各号に該当する正会員 イ. 学部学生、大学院生であって、学生であることを証明する所定の手続きを経た者。 ロ. 正会員の配偶者であって、機関誌の配布を辞退する旨申し出て所定の手続きを経た者。	4,000 円
特別会員	徴収しない
賛助会員	50,000 円/一口

各会員は、毎年 4 月末日までに、当該年度の会費を納入する。

会費の起算は、毎年 4 月 1 日を起算日とし、既納の会費は返却しない。

機関誌「行動分析学研究」のみを講読する機関は、年会費を 8,000 円とする。

第 10 章 特別会員

第 33 条（特別会員）

年会費は徴収しない。

2 代議員の被選挙権及び選挙権は有しない。

3 機関誌は送付しない。但し、希望する場合は、正会員価格で販売する。

4 年次大会参加費、年次大会での懇親会費は徴収しない。

第 11 章 事業の遂行

第 34 条（事業の遂行）

行動分析学研究（機関誌）の編集に関わる規定は別に定める。

2 その他の事業遂行については、理事会で決定する。

第 12 章 再入会

第 35 条（再入会）

定款第 10 条第 1 項の会員資格の喪失した者から、再入会の申し出があった場合は、理事会において審議し認められた場合は、次のとおりに定める。

未納分の会費（3 年間）及び本年度分会費を納入することを条件として、年度の 4 月に遡り再入会を認めることとする。

2 全期間の未納会費が納入された場合には、再入会としてではなく、未納分の納入とみなし、会員資格が継続していたという取り扱いとする。

第 13 章 届出

第 36 条（届出）

会員は氏名・住所・勤務先等に変更が生じたときは速やかに変更事項を事務局に届けるものとする。

附 則

- 1 本細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 本細則の改正は、平成 28 年 9 月 9 日から施行する。
- 3 本細則の改正は、平成 30 年 5 月 12 日から施行する（第 3 条、第 4 条の一部改正）。
- 4 本細則の改正は、令和元年 5 月 11 日から施行する（第 32 条の一部改正）。
- 5 本細則の改正は、令和元年 10 月 26 日から施行する（第 19 条、第 20 条、第 22 条、第 27 条、第 29 条、第 30 条、第 31 条の一部改正）。
- 6 本細則の改正は、令和 2 年 8 月 28 日から施行する（第 12 条、第 22 条の一部改正）。